

6 川 監 公 第 1 3 号

令和 6 年 1 1 月 2 5 日

監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、
令和 6 年 3 月 2 5 日付け 6 川 監 公 第 6 号で公表した監査の結果の報告に基づき、
川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 大 村 研 一

同 川 上 善 行

同 石 田 康 博

同 かわの 忠 正

6川総コ第101号

令和6年9月30日

川崎市監査委員 大村 研一 様
同 川上 善行 様
同 石田 康博 様
同 かわの 忠正 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、
令和6年3月25日付け6川監報第2号で報告の提出がありました監査の結果
に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

2 令和5年度第2回定期（工事）監査結果に対する措置状況

（1）掘削時の安全に関する指導を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

2号配水本管800mm及び塩浜3丁目600mm－100mm配水管布設替工事及び木月2丁目150mm－75mm配水管布設替工事は、配水管の布設替えを行うものであり、渡田ポンプ場改築土木その3工事は、ポンプ場の再構築を行うものであり、令和2年度西部下水管内取付管布設第2号工事及び令和2年度北部下水管内取付管布設第2号工事は、取付管の布設を行うものである。

掘削時の安全対策については、建設工事公衆災害防止対策要綱土木工事編第47によると、地盤の掘削においては、掘削を行う期間や地盤性状等を総合的に勘案した上で、関係法令等の定めるところにより、掘削方法等を決定し、安全かつ確実に工事が施工できるようにしなければならないとされている。また、土留工の要否については、建築基準法（昭和25年法律第201号）における山留めの基準に準じるものとされており、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条の3第4項によると、深さ1.5メートル以上の掘削を行う場合においては、地盤が崩壊するおそれがないとき、及び周辺の状況により危害防止上支障がないときを除き、山留めを設けなければならないとされている。

しかしながら、これらの工事における掘削についてみたところ、掘削の深さが1.5メートルを超え作業員に危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、土留工による安全対策を施していない状況が認められた。

掘削時の施工管理に当たり、監督員は、事故の未然防止に努めるよう、

請負者と必要な協議を行い、安全管理の徹底について指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、請負者への指導を行うとともに、再発防止のため、関係職員に対して、関係法令を確認し適切な監督業務を遂行するよう周知徹底しました。

今後は、適正な施工管理に努めます。

(工事番号 7) (上下水道局第 1 配水工事事務所水道整備課)

(工事番号 1 4) (上下水道局第 1 配水工事事務所第 2 配水工事事務所)

(工事番号 3 3) (上下水道局下水道部施設課)

(工事番号 3 8) (上下水道局下水道部西部下水道管理事務所)

(工事番号 4 0) (上下水道局下水道部北部下水道管理事務所)

(2) 建設発生土処分に関する設計変更の協議を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

2号配水本管 800mm 及び塩浜 3丁目 600mm - 100mm 配水管布設替工事は、配水本管及び配水管の布設替工事を行うものである。

建設発生土に係る設計変更については、上下水道局水道部水道管路課から発出された「建設発生土受入費の改定に伴う対応について（通知）」（以下「通知」という。）によると、平成 31 年 4 月 1 日に単価が改定されており、同年 3 月 31 日までに契約し単価改定以降も建設発生土を搬入する場合は、同年 4 月 1 日以降に適用する単価について請負者と協議することとされている。

しかしながら、本工事の建設発生土についてみたところ、建設発生土の一部は同年 4 月 1 日以降も浮島指定処分地に搬入されているにもかかわらず、建設発生土の単価変更に関する協議は行われていなかった。

設計変更に当たり、監督員は、通知などの理解を深めるとともに、建

設発生土受入れ単価の変更について請負者と協議を行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、課内研修により関連通知等の理解を深めるとともに、工事及び積算内容の確認を十分に行った上で受注者と設計変更の協議を行うよう関係職員へ周知徹底しました。また、併せて指摘事項及びその関係法令等を取りまとめた文書通知により、水道部内関係課所へ周知しました。

今後は、適正な設計変更と請負者との協議の実施に努めます。

(工事番号7) (上下水道局第1配水工事事務所水道整備課)

(3) 共同企業体に係る書類の確認を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

2号配水本管800mm及び塩浜3丁目600mm-100mm配水管布設替工事は、配水本管及び配水管の布設替工事を行うものである。

共同企業体が行う工事の下請契約については、川崎市上下水道局共同企業体取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）第7条第4項によると、共同企業体の構成員は、当該共同企業体が受注した対象工事において下請負人になることはできないとされている。

しかしながら、本工事の下請負人についてみたところ、共同企業体の構成員を含んでいることが認められた。

共同企業体が行う工事の施工管理に当たり、監督員は、取扱要綱の理解を深めるとともに、下請契約に関する書類の確認を十分に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、課内研修により取扱要綱への理解を深めるとともに、施工体制や下請負契約等に係る書類確認を徹底するよう関係職員へ周知徹底しました。また、併せて指摘事項及びその関係法令等を取り

まとめた文書通知により、水道部内関係課所へ周知しました。

今後は、取扱要綱の理解を深め、関係書類の確認を適切に行い、適正な施工体制等の確保に努めます。

(工事番号7) (上下水道局第1配水工事事務所水道整備課)

(4) 火気使用時の火災予防措置に関する指導を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

土橋地区下水枝線第55号工事は、雨水管きよを整備するものであり、大島ポンプ場耐震補強その1工事は、耐震補強を行うものであり、令和4年度入江崎総合スラッジセンター4系脱水機整備工事は、汚泥脱水機の修繕を行うものである。

溶接作業及びグラインダー等による火花を発生する作業（以下「溶接作業等」という。）を行う場合の火災予防措置については、川崎市火災予防条例（昭和48年条例第36号）第31条第3項によると、火花の飛散、接炎等による火災の発生を防止するため、不燃材料による遮熱又は可燃性物品の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならないとされている。

しかしながら、これらの工事についてみたところ、付近に綿タオル、木製型枠、ブルーシートなどの可燃性物品があるにもかかわらず、必要な火災予防措置を講じないまま、溶接作業等を行っている状況が認められた。

火気使用時の施工管理に当たり、監督員は、火災の予防に努めるよう、請負者に対して防火管理の徹底について指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、課内研修により関係法令の理解を深めるとともに、請負者に対して、防火管理を徹底するよう指導しました。

今後は、火気使用時の火災予防措置を適正に行うよう請負者への指導に努めます。

(工事番号 29) (上下水道局下水道部下水道管路課)

(工事番号 35) (上下水道局下水道部施設課)

(工事番号 50) (上下水道局下水道部入江崎総合スラッジセンター)

(5) 土砂等運搬における過積載防止に関する指導を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

渡田ポンプ場改築土木その3工事は、施設の老朽化対策としてポンプ場の再構築を行うものである。

ダンプカー等の車両の積載重量については、道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条によると、車両の運転者は、当該車両について政令で定める積載物の重量の制限を超えて積載をして車両を運転してはならないとされている。

しかしながら、本工事における汚染土壌の運搬についてみたところ、車両の大半において最大積載量を超えて汚染土壌を処分場へ運搬している状況が認められた。

土砂等運搬の施工管理に当たり、監督員は、過積載防止に努めるよう、請負者に対して積載重量の管理の徹底について指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止に向けて、研修資料を作成し、指摘事項の確認及び関係法令の周知徹底を行うとともに、請負者に対して、土砂等運搬における過積載防止の徹底について指導しました。

今後は、適切な施工管理に努めます。

(工事番号 33) (上下水道局下水道部施設課)

(6) マンホール内作業における酸素欠乏症等の防止に関する指導を適切に行

うべきもの

[指摘の要旨]

令和3年度西部下水管内取付管布設第2号工事は、下水道取付管を布設するものである。

下水道工事における酸素欠乏危険場所での作業については、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）第3条第1項によると、その日の作業を開始する前に、当該作業場における空気中の酸素及び硫化水素の濃度を測定しなければならないとされており、同条第2項によると、測定を行ったときは、その都度、測定日時や測定結果等の事項を記録して、これを3年間保存しなければならないとされている。

また、同規則第5条によると、当該作業に労働者を従事させる場合は、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を18パーセント以上、かつ、硫化水素の濃度を100万分の10以下に保つように換気しなければならないとされている。

しかしながら、下水道工事における酸素欠乏危険場所であるマンホール内での作業についてみたところ、測定に係る記録がなく、換気を実施したことも確認できなかった。

酸素欠乏危険場所での作業に当たり、監督員は、酸素欠乏症及び硫化水素中毒を防止するため、請負者に対して必要な措置の徹底について指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、工事監督員は、酸素欠乏危険場所での作業に当たり、酸素欠乏症及び硫化水素中毒を防止するため、現場確認の際に安全対策の確認を行うとともに、請負者への指導を徹底するよう周知しました。

今後は、適切な工事監督に努めます。

(工事番号 3 9) (上下水道局下水道部西部下水道管理事務所)

(7) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適正に執行すべきものがあつた。その概要は次のとおりである。

ア 設計変更時の積算及び請負金額の決定を経済性の観点から行うべきもの

材料の仕様変更に伴う請負金額の変更方法が適切でなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、監督員は関連マニュアルを基に経済性の観点等を踏まえた設計変更を行うよう関係職員へ周知徹底するとともに、指摘事項及びその関係法令等を取りまとめた文書を水道部内関係課所へ通知しました。

今後は、設計変更時の積算及び請負金額の決定方法を十分に理解し、適正な設計変更の実施に努めます。

(工事番号 4) (上下水道局水道部施設整備課)

イ 騒音規制法に係る請負者への指導を適切に行うべきもの

騒音規制法に係る届出が適切に行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、課内研修により、改めて法令遵守と手続きの必要性を関係職員へ周知徹底するとともに、指摘事項及びその関係法令等を取りまとめた文書を水道部内関係課所へ通知しました。

今後は、騒音規制法並びにその他関係法令等の遵守と、必要な手続きの実施について請負者への指導に努めます。

(工事番号 5) (上下水道局水道部施設整備課)

ウ 掘削時の安全に関する指導を適切に行うべきもの

一部の箇所において土留工が施されておらず、安全対策が不十分であった事例

[措置内容]

指摘事項については、掘削時の安全対策について課内研修を開催し監督員が土留に関する規定等を改めて認識し、請負者への指導を徹底することを関係職員へ周知するとともに、指摘事項及びその関係法令等を取りまとめた文書を水道部内関係課所へ通知しました。

今後は、適正な施工管理に努めます。

(工事番号 1 0) (上下水道局第 1 配水工事事務所水道整備課)

エ 設計変更の金額を適正に算出すべきもの

当初設計額と異なる金額に基づき変更請負額を算出していた事例

[措置内容]

指摘事項については、内容の確認及び積算業務への理解を目的とした研修を実施するとともに、関係職員が適切な設計変更を行えるように、積算基準書の理解を深めるとともに、各所属内のチェック体制を強化しました。

今後は、設計変更の金額の算出を適正に行うよう努めます。

(工事番号 4 1) (上下水道局下水道部北部下水道管理事務所)